

秘密保持契約書

株式会社経営サービスセンター（以下甲という）と（以下乙という）とは、甲の所有する特許第5361836号（経営情報システム）に関して知りえた相手方の秘密情報の取り扱いに関して以下の通り合意する。

第一条（秘密情報）

本契約において、秘密情報とは、本件特許の検討または遂行の過程において知った相手方またはその関連会社もしくは顧客の取引先の技術上または営業上の秘密情報を言う。

第二条（秘密情報の管理、使用および開示）

- （1）本契約に基づき秘密情報を取得した当事者（以下受領当事者という）は、秘密情報を厳重に秘密に管理しなければならない。
- （2）受領当事者は、本件特許に関する自己の業務遂行に必要な範囲において、秘密情報を自己の役員または従業員にのみアクセスさせることができる。ただし、当該役員または従業員が本契約に基づく乙の義務と少なくとも同程度の秘密保持義務を負うこと条件とする。
- （3）受領当事者は、秘密情報を本件特許の目的にのみ使用することができ、それ以外の目的のために使用してはならない。
- （4）受領当事者は、第三者に秘密情報を開示、漏洩してはならない。ただし受領当事者は以下のすべての条件を満たす場合には第三者に秘密情報を開示できるものとし、また当該第三者の秘密保持義務違反について相手方に対して責任を負う。

1 相手方の事前の書面による承諾を得ること。

2 当該第三者が、相手方のための義務遂行に必要な範囲においてのみ秘密情報を使用すること。

3 当該第三者が、本契約に基づき“く自己の義務を少なくとも同程度の秘密保持義務を負うものであること。

第三条（秘密情報の返却および廃棄）

- （1）相手方の求めがあった時は、受領当事者は、相手方の指示に従い、有形媒体に収録された秘密情報についてはこれを消去し、または媒体を破棄するとともに秘密情報を含む媒体を相手方から受領した場合にはこれを相手方に返却し、その旨を書面にて甲に通知する。
- （2）秘密情報の返却または破棄にかかる費用は受領当事者が負担する。

第四条 (秘密保持義務の例外)

前各条の規定は、次のいずれかの事由に該当する情報であることを受領当事者が証明する場合には適用されない。

- 1 受領当事者が開示または使用した時点において、その責めに帰すべからざる事由によって公知となっている情報。
- 2 相手方が開示した時点で受領当事者がすでに知っていた情報。
- 3 受領当事者が第三者から適法に入手した情報。
- 4 相手方による開示に関係なく、受領当事者が独自に開発した情報。

第五条 (秘密保持義務の存続)

本契約に定める義務は、甲、乙間における本特許有効期間終了まで存続する。

(有効期間は西暦2030年9月29日まで)

第六条 (その他)

- 1 本契約に定めのない事項または、疑義を生じた事項については、甲、乙誠意をもって協議決定の上解決する。
- 2 本契約に関する紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の契約成立の証として、本書2通を作成し、甲・乙署名捺印の上各1通を保有する。

20 年 月 日

(甲) (特許権者)

住所 長野県長野市吉田四丁目11-19
氏名 株式会社 経営サービスセンター
代表取締役

(乙) (実施権者)

住所
氏名

住所 長野県長野市吉田 3-22-41-801

氏名

特許ライセンス契約書

株式会社経営サービスセンター(以下甲という)と (以下乙という)とは、甲の所有に係る特許の実施許諾に関し、次の通り契約を締結する。

第一条 (定義)

本契約書中で使用される下記の用語は、それぞれ次の意味を有する。

- (1) 本件特許とは、甲の所有する特許第5361836号の経営情報システムとする。
- (2) 契約製品とは、本件特許に基づき企画・設計されたシステム・方法・プログラムを言う。

第二条 (実施許諾)

- (1) 甲は、乙に対して、本件特許につき、契約製品を加工・販売する通常実施権を許諾する。
- (2) 乙は、書面による事前承諾を得なければ第三者に対して再実施権を許諾することが出来ない。

第三条 (本件特許の維持)

甲は、本契約の有効期間中(2030年9月29日)、本件特許を維持しなければならない。

第四条 (対価)

乙は第二条に基づく実施許諾の対価として、本契約の有効期間中に加工・販売した契約製品につき、所定(別紙)の実施料を甲に支払うものとする。

第五条 (支払)

乙は、毎月発生する実施料の翌月分を毎月末日までに甲に支払うものとする。

第六条 (不保証)

- (1) 甲は、本件特許につき、無効事由の存在しないことを保証しない。
- (2) 甲は、乙による本件特許の実施が、第三者の権利により制限を受けない事を保証しない。

第七条 (不爭義務)

甲は、乙が本件特許の有効性を争ったときは、本契約を解約することができる。

第八条 (侵害の排除)

- (1) 乙は、本件特許が第三者により侵害された事実を発見したときは、速やかにその旨を甲に報告しかつその入手した証拠資料を甲に提供する。
- (2) 甲および乙は、本件特許の侵害者に対する対応策等について協議し、甲が当該侵害者に対して禁止請求訴訟等を提起する場合には乙はそ

れに協力するものとする。

第九条 (改良技術)

- (1) 甲または乙が、本契約の有効期間中に、本件特許の改善技術を開発したときは、直ちにその内容を相手先に通知することとする。
- (2) 甲および乙は、前項により通知した改良技術について相手方から実施許諾の要求があったときは、合理的な条件で実施許諾に応じるものとする。

第十条 (実施義務)

乙は、本契約の有効期間中、契約製品の加工・販売に最新の努力を払うものとする。

第十一条 (秘密保持)

甲または乙は、本契約の締結および履行に関して知りえた相手方の秘密情報を、相手方の書面による事前承諾を得なければ、第三者に開示または漏洩してはならない。

第一二条 (解約)

甲または乙は、相手方が本契約のいずれかの義務を履行しないときは、相手方にその履行を催告し、催告後 30 日以内にそれを是正しない時には、本契約を解除することができる。

第一三条 (有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結の日から一年間とし、甲乙いずれかの申出がなければ自動的に更新するものとする。本件特許の最終の存続期間満了の日（西暦 2030 年 9 月 29 日）まだとする。

第一四条 (協議)

本契約に定めのない事項および本契約の解釈につき、疑義の生じた事項については、甲・乙誠意をもって協議し、友好的解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本通 2 通を作成し、甲・乙著名押印のうえ各 1 通を保有する。

20 年 月 日

[甲] (特許権者)

長野市吉田四丁目 11-19
株式会社経営サービスセンター
代表取締役

(乙) (実施権者)

住所
氏名

長野市吉田三丁目 22-41-801
氏名

I T 経営コンサルティング業務委託契約

(以下甲という)テレ会計塾ながの有限責任事業組合(L L P)を(以下乙という)、甲・乙間で次の通り合意したので本契約書2通作成し各自1通を保有する。

第1条 (コンサルテーション)

乙は、甲の発展に寄与するため、経営情報等諸資料の分析並びに諸調査活動を通じて、甲の経営・企画等についてコンサルティングを行うものとする。

第2条 (業務内容)

- (1) テレ会計21(経営情報システム)の企画・設計・運用・サポート
- (2) 上記に付帯する業務。

第3条 (報酬)

甲は、乙に対して、コンサルティングの報酬として金 円を支払うものとする。

第4条 (実費)

乙が甲に対するコンサルティングをするために支出した交通費・宿泊費・資料取集および調査活動に要した費用は、甲の認める範囲で乙に対し実費としてこれを支払うものとする。

第5条 (秘密保持)

乙が甲に対するコンサルティングをするに際し、知り得た甲の経営内容等業務に関連する一切の情報は、この有効期間内はもちろん、契約期間終了後も甲以外の第三者以外に漏らしてはならない。これに乙が違背したことにより甲が損害を被った場合は、その全損害を甲は乙に請求することができる。

第七条 (契約期間)

この契約は、平成 年 月 日までの ヶ月とする。

(甲) (委託者)

住所

氏名

(乙) (受託者)

住所 長野市吉田 4-11-19

テレ会計塾ながの L L P

氏名 代表社員

責任者

情報処理業務委託契約書

委託者 (以下甲という)及び受託者テレ会計塾ながの有限責任事業組合 (LLP) を乙として、甲・乙間で次の通り合意したので、本契約書2通を作成し各自それぞれ1通を保有する。

第1条 (目的)

経営資源 (ヒト・モノ・カネ・情報) を有効活用するため、テレ会計21 (経営情報システム) を使用して、情報処理を行い経営判断に必要な情報を提供する。

第2条 (業務内容)

テレ会計21を使用してチームごとに下記情報を提供する。

- (1) 社員ごと就業原価の計算
- (2) 商品ごと売上利益の計算
- (3) 相手ごと貸借残高の計算
- (4) 預金ごと出納残高の計算
- (5) 科目ごと合計残高の計算

第3条 (報酬額)

甲は乙に対して、情報処理サービス料金として月額 円を支払うものとし、翌月末日までに支払うものとする。

第4条 (秘密保持)

乙が甲に対し、知り得た甲の経営内容等業務に関連する一切の情報は、この契約期間内はもちろん、契約期間終了後も甲以外の第三者に漏らしてはならない、これに乙が違背したことにより、甲が損害を被った場合は、甲は乙に請求することができる。

第5条 (契約期間)

契約期間は原則として、甲の会計年度12ヶ月を基準とする。

(自 20 年 月 日 至 20 年 月 日)

20 年 月 日

(甲) (委託者)

住所

氏名

(乙) (受託者)

住所 長野市吉田4-11-19

テレ会計塾ながのLLP

氏名 代表社員

